

札幌国税局における内部事務のセンター化の実施状況等

札幌国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署及び書面により申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合の郵送先は、以下のとおりです。

名称	札幌国税局業務センター
郵送先	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
対象署	札幌中署・小樽署・岩見沢署・滝川署・余市署・浦河署 ※次の税務署を、令和7年7月10日から対象署として追加します。 札幌西署・苫小牧署
行政指導事務等の集約処理	札幌国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、札幌国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。
札幌西事務室の設置 (令和7年7月10日開設)	札幌国税局業務センター札幌西事務室では、札幌国税局業務センターの一部の事務を実施します。 書面の申告書、申請書及び添付書類等を札幌西事務室に提出することはできません。

名称	札幌国税局業務センター函館分室
郵送先	〒040-8505 函館市中島町37番1号
対象署	函館署・室蘭署・八雲署・江差署・倶知安署

名称	札幌国税局業務センター旭川分室
郵送先	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎
対象署	旭川中署・旭川東署・網走署・留萌署・稚内署・紋別署・名寄署・深川署・富良野署 ※次の税務署を、令和7年7月10日から対象署として追加します。 北見署

名称	札幌国税局業務センター帯広分室
郵送先	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎
対象署	釧路署・帯広署・根室署・十勝池田署